

議 第 2 号 議 案

沖縄県辺野古への米軍基地建設断念を求める意見書の提出について
沖縄県辺野古への米軍基地建設断念を求める意見書を別紙のとおり、富士見市議会
会議規則第13条の規定により提出します。

令和6年3月15日提出

富士見市議会議長 田 中 栄 志 様

提出者 富士見市議会議員 木 村 邦 憲

賛成者 同 根 岸 操

提 案 理 由

沖縄県辺野古への米軍基地建設断念を求める意見書を地方自治法第99条の規定に
基づき政府に対して提出するため、この案を提出します。

沖縄県辺野古への米軍基地建設断念を求める意見書

2023年12月20日、沖縄県名護市辺野古の米軍新基地建設で、埋立て予定海域にある軟弱地盤の改良工事を追加する設計変更について、不承認を貫いている沖縄県玉城デニー知事の権限を奪い、所管の斉藤鉄夫国土交通大臣が代わりに承認する「代執行」に向けた訴訟について福岡高等裁判所那覇支部は沖縄県に対し承認することを命ずる判決を言い渡した。それに対し沖縄県は同判決に不服として2023年12月27日付で上告受理を申し立てた。

今回の辺野古新基地建設では、大浦湾にある埋立て予定海域に軟弱地盤が存在することが判明し、防衛省沖縄防衛局が地盤改良のための設計変更を申請していたが、玉城デニー知事は公有水面埋立法に基づき災害防止や環境保全対策が不十分として不承認にしていた。

福岡高等裁判所那覇支部は沖縄県が承認をしないことについて、2023年9月4日の最高裁判決により不承認処分の公有水面埋立法違反が確定したため法令に違反し、国と沖縄県との対話は代執行等以外に取り得る方法とは認められず、普天間飛行場の危険性は生命、身体に大きく関わり、承認処分をせず放置することは甚だしく社会公共の利益を害することから、代執行の要件を満たすとして国の請求を認める形になっている。

しかし、この最高裁判決は不当判決と言わざるを得ない。辺野古の工事の設計変更申請を沖縄県が承認しないのは不当だと、沖縄防衛局が「私人」の立場で国に行政不服審査請求を行い、身内に当たる国土交通省がこれを認めて、沖縄県に承認するよう指示をしたためだ。最高裁判所は、国の言い分を認めたが、これは今後、全国どこの地方自治体に対しても影響を及ぼすことのできる論理を最高裁判所が宣言したものであり、その深刻さは計り知れない。

辺野古新基地の設計変更が承認されても米軍の運用開始までに12年かかるとされる。軟弱地盤の改良は難工事で、新たな環境保全措置が必要となる可能性もあり、一層大幅な遅延も見込まれる。「その間、普天間飛行場は固定化されることになり、何ら早期の危険性除去にはつながらない」のは明白である。

2019年2月24日、辺野古新基地建設をめぐる歴史的な『県民投票』が行わ

れ、「埋立て反対」が7割を超え、沖縄県民は揺るぎない沖縄の民意を示してきた。

地方自治法において、代執行は「放置することにより著しく公益を害することが明らかであるとき」に限定されている。「著しく公益を害して」いるのは誰なのかが厳しく問われている。

よって、富士見市議会は、政府に対し、こうした状況下において、地方自治を守り、国に対して法治国家としての道理ある対応を求めるため、下記の3点を求める。

記

- 1 辺野古の米軍新基地建設をめぐり、大浦湾の埋立て予定海域にある軟弱地盤の改良工事に必要な設計変更の承認を沖縄県に代わって行う「代執行」に向けた訴えを取り下げること。
- 2 沖縄県民の民意を重く受け止め、辺野古新基地建設を断念すること。
- 3 普天間基地の即時運用停止、閉鎖及び撤去について、アメリカ政府と速やかに交渉すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

埼玉県富士見市議会

内閣総理大臣	様
外務大臣	様
国土交通大臣	様